

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年8月14日 00時32分ごろ
発生場所	宮崎県串間市福島川 日向福島港南防波堤灯台から真方位062°670m付近 (概位 北緯31°26.9′ 東経131°12.7′)
事故の概要	遊漁船豊福丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年9月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 豊福丸、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	295-45455宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 水象：川面 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約130cm（福島港）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、夜釣りの目的で、串間市鬮垂島沖の釣り場に向け、福島川の係留地を出航した。</p> <p>本船は、釣り客が釣りを終えて帰航を開始し、福島川の河口を通過した後、係留地に向けて東北東進した。</p> <p>船長は、操舵室中央の椅子に腰を掛けて目視で見張りに当たり、手動操舵により、約5ノットの対地速力で東北東進を続けていたところ、ふだん係留地に向けて右転する際の船首目標としている福島大橋の街灯の明かり（以下「本件明かり」という。）が見えないことに気付いた。（図1参照）</p>

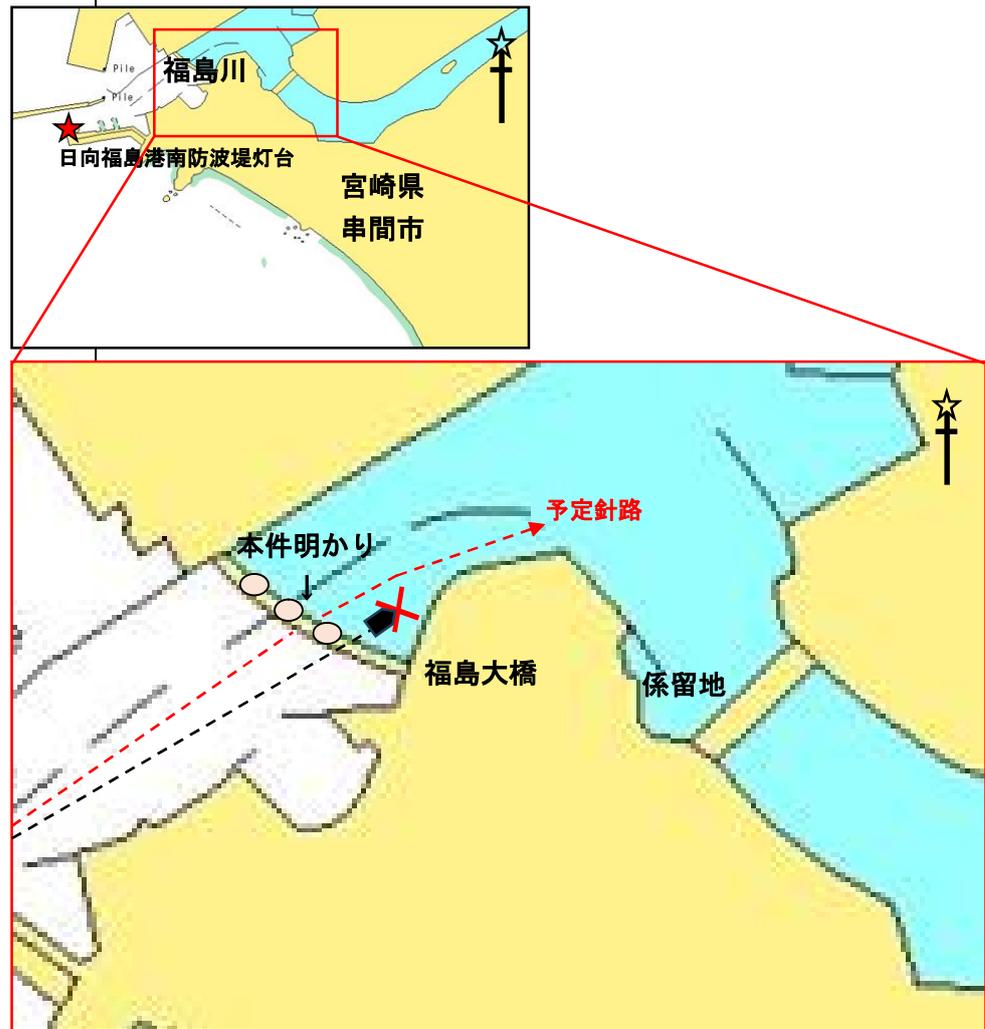


図1 事故発生経過概略図

本船は、船長が、本件明かりを見付けようと福島大橋に意識を向けて航行を続けていたところ、浅所に乗り揚げた。

船長が釣り客の負傷の有無及び船体の損傷状況を確認した後、本船は、上げ潮に乗じて離礁し、自力で航行して係留地に入航した。

本船の喫水は、不明であった。

本船は、GPSプロッターを装備していたが、船長は、目視で本件明かりを船首目標とすれば操船に支障はなかったので、使用していなかった。

船長は、日頃から本件明かりを目視するだけでなく、GPSプロッターを活用して自船の位置を把握しておけば良かったと本事故後に思った。

船長は、本事故当時、船首目標としていた福島大橋の街灯が、街灯整備のため消灯していたことを本事故後に知った。

本事故は、目撃者によって海上保安庁に通報された。

分析

本船は、福島川河口を東北東進中、船長が、ふだん船首目標にしていた福島大橋の街灯が整備のため消灯していたことを知らないまま操

	<p>船し、自船の位置を把握していなかったことから、浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、日頃から本件明かりを船首目標としていたが、本事故時は本件明かりが見えなかったことから、本件明かりを見付けようとして同橋に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>福島大橋の街灯は、整備のため、消灯していたものと認められる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、福島川河口を東北東進中、船長が、ふだん船首目標にしていた福島大橋の街灯が整備のため消灯していたことを知らないまま操船し、自船の位置を把握していなかったため、浅所に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間、点灯状況を把握しにくい陸上の街灯等を船首目標とすることなく、GPSプロッターを使用するなどして自船の位置を正確に把握し、浅所に接近しないこと。</li> <li>・ 船長は、船舶事故が発生した場合、速やかに海上保安庁へ通報すること。</li> </ul>